

印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会開催要綱

1 開催目的

大阪労働局管内の印刷事業場でインクの洗浄作業等に従事した労働者等から、使用した有機溶剤等の化学物質が原因で胆管がんを発症したとする労災請求がなされ、このことが大きく報道されたことから、他の労働局でも胆管がんに係る労災請求がなされている状況にある。

業務上疾病のうち「がん」については、労働基準法施行規則別表第1の2第7号及び同表第10号に基づく告示に列挙されているが、胆管がんはこれらの列挙疾病には該当せず、また、過去にも認定した事例はないことから、都道府県労働局で業務起因性の判断を行うことは困難である。このため、昭和53年3月30日付け基発第186号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」の記の第3の1により、りん伺の上、厚生労働本省で対応する必要がある。

そこで、労働者が従事した業務と胆管がん発症との間の因果関係について専門的な見地から検討するため、厚生労働省労働基準局労災補償部長が、衛生学、公衆衛生学、内科学、病理学、化学、労働衛生工学の専門家に参集を求め、医学上の意見を徴し、当該事案への的確な対応を図ることにする。

2 検討会の構成及び検討対象

(1) 検討会の構成

ア 本検討会は、別紙の医学、化学等の専門家を参集者とする。

イ 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。

ウ 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができる。

(2) 検討対象

ア 本検討会では、印刷事業場で発生した胆管がんに係る事案のほか、印刷事業場で発生した胆管がん以外の疾病に係る事案と印刷事業場以外の事業場で発生した胆管がん等に係る事案についても検討できる。

イ 本検討会は、検討結果が取りまとめられた時点において終了する。

3 その他

(1) 本検討会は、個別事案について取り扱うため非公開とする。

(2) 本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。

(3) 参集及び検討会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室で行う。

附則 本要綱は、平成24年8月9日から施行する。

「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」

参集者名簿

氏名	所属・役職・専門
おおまえ かずゆき 大前 和幸	慶應義塾大学医学部 教授 衛生学
さいとう ひでつぐ 齋藤 英胤	慶應義塾大学薬学部 教授 内科学
さかもと みちいえ 坂元 亨宇	慶應義塾大学医学部 教授 病理学
さくらい はるひこ 櫻井 治彦	公益財団法人産業医学振興財団 理事長 公衆衛生学
しらishi ひろあき 白石 寛明	独立行政法人国立環境研究所 環境リスク研究センター センター長 化学
たきかわ はじめ 滝川 一	帝京大学医学部 教授 内科学
なかぬま やすに 中沼 安二	金沢大学医薬保健学総合研究科 教授 病理学
なごや としお 名古屋 俊士	早稲田大学理工学術院 教授 労働衛生工学